



**JASDAQ**

平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社データ・アプリケーション  
代表者名 代表取締役社長執行役員 橋 本 慶 太  
(コード番号 : 3848)  
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 長 井 定 一  
(電話 : 03-5640-8540)

株式分割、単元株制度の採用、定款一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、同取締役会において当該変更にかかる「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

1. 株式分割の実施及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。

また、これにあわせて、当社株式の流動性を高め、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、当社普通株式 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が有する普通株式を 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	17,629 株
②今回の分割により増加する株式数	3,508,171 株
③株式分割後の発行済株式総数	3,525,800 株
④株式分割後の発行可能株式総数	7,200,000 株

※上記の数値は、平成 25 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使等によって変動する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 9 月 2 日 (月)  
基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)  
効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割にともない、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額は、平成 25 年 10 月 1 日 (火) 以降、以下のとおり調整されます。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	平成 18 年 3 月 30 日	72,000 円	360 円

(5) 株式分割の条件

平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 28 回定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(ご参考) 上記の単元株制度の採用にともない、平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

(3) 単元株制度の採用の条件

平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 28 回定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

単元株式数 (売買単位) を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付) 及び「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付) の趣旨に鑑み、当社株式の分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更を次のとおり行うものであります。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。

②単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設するものであります。

③単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

④現行定款第5条の変更並びに第7条及び第8条の新設の効力発生を定めるため、附則第1条を新設するものであります。

⑤その他、条文の新設にともない、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,000株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,200,000株</u> とする。
第6条 [条文省略] [新設]	第6条 [現行どおり] <u>(単元株式数)</u>
[新設]	第7条 当社の単元株式数は100株とする。 <u>(単元未満株主の権利制限)</u>
	第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第49条 [条文省略] [新設]	第9条～第51条 [現行どおり] <u>(附則)</u>
	第1条 <u>第5条の変更ならびに第7条および第8条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とする。なお、本附則は当該効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成25年6月20日(木)

定款変更の効力発生日 平成25年10月1日(火)

5. 平成26年3月期の配当予想の修正について

当社は、本株式分割の効力が生じた場合、平成26年3月期の1株当たりの配当予想を、平成

25年5月10日（金）に公表した「平成25年3月期決算短信」に記載の予想金額から、以下の通り修正いたします。

なお、かかる配当予想の修正は、既に公表している株式分割前の1株当たり配当予想額を、本株式分割の割合で除するものであり、配当予想に実質的な変更はございません。

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想 (平成25年5月10日発表)	円 銭 —	円 銭 0 0	円 銭 —	円 銭 3,200 0	円 銭 3,200 0
今回修正予想 (株式分割後の調整額)	円 銭 —	円 銭 0 0	円 銭 —	円 銭 16 0	円 銭 16 0

以 上